

# ほくほく Pay(北海道銀行)利用規約

## 第1条（総則）

利用者は、株式会社北海道銀行（以下、「当行」といいます）を通じて、加盟店における商品またはサービスに係る取引代金等の決済に、当行が運営するほくほく Pay(北海道銀行)（以下、「ほくほく Pay」といいます）を利用することに関し、本ほくほく Pay(北海道銀行)利用規約（以下、「本規約」といいます）の内容に従うものとします。

## 第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は、以下の通りとします。

### （1）利用者

当行にキャッシュカード（以下「カード」といいます。）が発行されている普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます）口座をお持ちのお客さまのうち、本規約に基づきほくほく Pay の利用に係る申し込みを行った個人のお客さまをいいます。なお、当該申し込みを当行が承諾したことで利用者と当行との間で成立した契約を「本契約」といいます。

### （2）加盟店

利用者との間の商品またはサービスの代金等の決済にほくほく Pay を利用することを当行が認めた法人、個人事業主または団体をいいます。本規約においては、当行の提携金融機関が提供するほくほく Pay と同様のサービスを利用する個人との間の取引代金等の決済に、当該サービスを利用することを当該提携金融機関が認めた法人、個人事業主または団体をあわせて加盟店といいます。

### （3）ほくほく Pay

加盟店における商品またはサービスの代金等を、スマートフォン等を利用して預金口座から即時に支払うことのできる、当行が個人のお客さま向けに提供する決済サービスをいいます。

### （4）ほくほく Pay 取引

加盟店における商品またはサービスの代金等を、利用者がほくほく Pay により支払う取引をいいます。

### （5）利用者端末

ほくほく Pay 取引を行うために必要な利用者向けアプリ（以下、「ほくほく Pay アプリ」といいます）をダウンロードの上、利用登録をした利用者自身のスマートフォン等のモバイル端末機をいいます。お客さまはほくほく Pay アプリを利用して、ほくほく Pay 取引のほか、加盟店の検索や加盟店が発行した対象クーポンおよびほくほく Pay 用スタンプカードの利用・管理を行うことができます。ほくほく Pay アプリを利用できる利用者端末の環境は、当行ホームページで公表しています。

### （6）加盟店端末

ほくほく Pay 取引を取り扱うために必要な加盟店向けアプリをダウンロードの上、利用登録をした加盟店自身のタブレット端末等をいいます。

### （7）提携金融機関

ほくほく Pay と同様の決済システムを導入し、ほくほく Pay と同様のサービスの加盟店になることを認めることができる金融機関をいいます。提携金融機関は、当行ホームページで公表するものとします。

## 第3条（利用申し込み）

1.ほくほく Pay の利用にあたっては、本規約の内容に同意した上で、利用者自身のスマートフォン等のモバイル端末機

にほくほく Pay アプリをダウンロードし、利用登録画面に氏名、メールアドレス等の利用者情報を入力し、ログインパスワード、取引暗証番号（以下、ログインパスワードと取引暗証番号をあわせて「暗号等」といいます）を設定する必要があります。

2.前項の手続きを行った上で、利用者端末のログイン後画面において、利用者名義の当行普通預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等を入力し、引落指定口座を登録する必要があります。

#### 第4条（利用方法）

- 1.利用者が加盟店に対する代金等をほくほく Pay により支払う場合には、加盟店から情報送信を受けること、加盟店から提示された QR コード、バーコード等を利用者端末で読み取ること、または利用者が利用者端末で提示した QR コードを加盟店端末で読み取ることにより取得した取引内容の情報を、利用者端末のログイン後画面で確認の上、取引暗証番号を入力してください。
- 2.当行は、前項で入力された取引暗証番号が前条第1項で設定した取引暗証番号と合致したことを確認した場合、利用者が当行に対して、加盟店における商品またはサービスの代金等の債務（以下、「取引代金債務」といいます）引落指定口座から支払資金を引落して加盟店に支払うことを依頼したものと取り扱います。この依頼は取り消すことができません。
- 3.第1項に関わらず、端末機の生体認証機能の利用により、取引暗証番号の入力を省略することができます。この場合、当行は、生体認証されたことをもって、前項と同様に扱うものとし、利用者はこの依頼を取り消すことができません。なお、生体認証は、当行所定の機能を備える利用者端末でのみ利用できます。
- 4.当行は、前2項の依頼に基づき引落指定口座から支払資金を引落したときは、加盟店に対してほくほく Pay 取引が成立したことを通知するとともに、利用者端末画面上に加盟店の発行する「ご利用控え」を表示します。また利用者は、この時点で取引代金債務に係る債権の譲渡に関して当該取引にかかる利用者の抗弁を放棄する旨の意思表示が行ったものとみなします。なお、当行は、当該意思表示を受領、または当該取引代金債務に係る債権の譲受人に代わって受領します。また、この場合の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買等取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買等取引の無効・取消し・解除、取引代金債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買等取引の不存在、取引代金債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他取引代金債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。
- 5.利用者は、加盟店が利用者に対して有する売上債権について、当行または当行が認める第三者が直接または間接に当該売上債権の譲渡を受けることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 6.理由の如何を問わず、利用者端末および加盟店端末による手続きができない場合には、ほくほく Pay 取引の取扱いを行わないものとします。

#### 第5条（ほくほく Pay「Smart Code ショッピングサービス」に関する特則）

Smart Code とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）所定の規定や規約に基づき、利用者端末の画面に Smart Code 対応コード等を表示させ、Smart Code 加盟店（取引代金の決済にほくほく Pay を利用することを JCB が認めた加盟店をいいます。）に設置された加盟店端末等を用いて当該 Smart Code 対応コード等を読み取ること、Smart Code 加盟店が取引代金の決済を行う仕組みをいい、利用者が利用者端末を用いて Smart Code 加盟店における商品またはサービスの代金等をほくほく Pay を決済手段として Smart Code の仕組みにより支払うことができるサービスをほくほく Pay「Smart Code ショッピングサービス」といいます。

利用者は、第4条第4項第2文、第3文及び第4文並びに同条第5項の規定にかかわらず、次の各号に同意したうえで、Smart Code 加盟店において、ほくほく Pay を通じてほくほく Pay「Smart Code ショッピングサービス」を利

用するものとします。

なお、本条に定めのない事項については、ほくほく Pay を通じてほくほく Pay「Smart Code ショッピングサービス」を利用する場合についても、「ほくほく Pay」を利用し、「ほくほく Pay 取引」を行うものとして、本規約の各条項が適用されるものとします。

- (1) 利用者が Smart Code 加盟店においてほくほく Pay「Smart Code ショッピングサービス」を利用した場合、当該 Smart Code 加盟店が利用者に対して取得した取引代金相当額を、JCB または JCB が提携する第三者（以下 JCB 等といいます。）が直接または間接に立替払いをすることにより、JCB 等が利用者に対して取得した求償債権につき当行が JCB 等に対して立替払いをするものとします。
- (2) 利用者は当該 Smart Code 加盟店においてほくほく Pay「Smart Code ショッピングサービス」を利用した場合、これにより利用者が当行に対して、当該 Smart Code 加盟店における取引代金債務を引落指定口座から支払資金を引落して当該 Smart Code 加盟店に支払うことを依頼したものと取り扱います。この依頼は取り消すことができません。
- (3) 当行は前号の依頼に基づき利用者の引落指定口座から支払資金を引落し、利用者端末画面上に当該 Smart Code 加盟店が発行する「ご利用控」を表示しますが、この時点で利用者は売買等取引に関して Smart Code 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他取引代金債務の履行を拒絶しうる旨の一切事由があったとしても、かかる事由をもって JCB 等、当行その他の者に対して求償債務の履行の拒絶その他の異議を述べない旨の意思表示を行ったものとみなします。なお、当行は、当該意思表示を受領、または当該取引代金債務を立替払いすることにより利用者に対して求償債権を取得する JCB 等その他の者に代わって受領します。
- (4) JCB と Smart Code 加盟店の間における立替払い契約は、利用者が Smart Code 加盟店において売買等の取引を行い、JCB が当該 Smart Code 加盟店から当該取引に係る商品等の売上データを受領した時点で成立するものとし、JCB はこれに基づき立替払いを行います。利用者の当該 Smart Code 加盟店に対する取引代金債務は、当該 Smart Code 加盟店が認めた場合を除き、JCB が当該 Smart Code 加盟店に対して立替払いを実行した時点で消滅するものとします。

## 第 6 条（利用限度額）

1. 利用者は、以下の各号のいずれか低い金額を超えない限度においてほくほく Pay 取引を行うことができます。
  - (1) 引落指定口座の支払可能金額（預金残高のほか、当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます）を利用できる口座については貸越利用可能金額を含みます）
  - (2) 1 日当たりの利用限度額（当行が定めた金額、または当行が定めた金額の範囲内において利用者が指定し、当行が承認した金額をいいます。以下同様とします。）
  - (3) 加盟店ごとに定められた利用者 1 人が 1 日に利用できる限度額（当行が定めた金額、または当行が定めた金額の範囲内において加盟店が指定し、当行が承認した金額をいいます）
2. 前項第 2 号に定める 1 日当たりの利用限度額に関して、書面その他の当行所定の方法により、利用者から 1 日当たりの利用限度額について変更の申し出があり当行がその申し出を承認した場合は、その申し出の金額の範囲内とします。当行所定の金額の範囲が変更になる場合は、当行ホームページまたはほくほく Pay アプリ上に変更日および変更内容等を掲載することにより、利用者への通知に代えることができるものとします。
3. 第 1 項各号に定める 1 日とは、午前 0 時から起算した 24 時間をいい、日本時間によります。

## 第 7 条（利用時間）

1. ほくほく Pay 取引の利用可能時間は、別表に記載の時間帯とします。
2. 当行は、システムメンテナンス等のためあらかじめ通知または公表の上、ほくほく Pay を休止することがあります。
3. 前項に関わらず、当行は、システムの維持、取引の安全性の維持等のため、事前の通知・公表なくほくほく Pay を休止できることとします。

## 第 8 条（取引できない場合）

次の場合には、ほくほく Pay 取引を行うことはできません。

- （1） 停電・通信障害・故障等により、必要なシステム処理ができない場合
- （2） 購入する商品または提供を受けるサービスについて、加盟店がほくほく Pay 取引を行うことができないものと定められた商品またはサービスに該当する場合
- （3） 第 6 条第 1 項に定める利用限度額を超える場合
- （4） 残高不足その他の理由により、引落指定口座からの引落としができない場合

## 第 9 条（取消）

1. ほくほく Pay 取引が成立したあと、利用者と加盟店との売買契約等が解除、取消等により解消された場合には、代金等の返還等については、加盟店への資金の入金の前後を問わず、利用者と加盟店の間で解決するものとし、利用者は当行に対して引落指定口座への返金やほくほく Pay 取引の取消を請求することはできません。
2. 前項に関わらず、利用者と加盟店の合意に基づき加盟店が加盟店端末から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をほくほく Pay 取引の当日中に受信した場合に限り、ほくほく Pay 取引を取り消すことができます。なお、引落指定口座への返金は、翌銀行営業日以降となります。

## 第 10 条（暗号等および利用者端末の管理）

1. 利用者は、利用者端末を第三者に使用させてはなりません。また、ほくほく Pay アプリを本規約で定める用途以外で使用してはなりません。
2. 暗号等は他人に推測されやすい数字等の指定を避け、第三者に知られたり盗まれたりしないよう、利用者自身の責任において、厳重に管理してください。また利用者において、ほくほく Pay アプリの画面上で随時変更してください。
3. 利用に際し、取引暗証番号等の入力項目を、当行所定の回数以上、連続して誤入力するとほくほく Pay が利用できなくなります。この場合、ログアウトをしたのち、再度、ログインをした上で、取引暗証番号を変更してください。
4. 利用者端末は紛失・盗難等に遭わないように利用者自身の責任において、厳重に管理してください。万一、利用者端末を紛失した場合は、直ちにご利用の携帯電話会社等に連絡するとともに第 1 2 条第 1 項の利用停止手続等を行ってください。
5. 利用者端末がコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないようセキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。また、利用者端末を使用しない際はロック状態とする等、第三者が利用しないようセキュリティ対策を行ってください。
6. 利用者端末を変更または処分する場合には、必ず、ほくほく Pay アプリを削除してください。
7. 利用者は、前各項のほか本規約に従い、利用者端末を管理するものとします。

## 第 11 条（通信料の負担）

ほくほく Pay アプリの利用およびダウンロードには別途通信料がかかり、利用者のご負担になります（バージョンアップ等

の際にかかる通信料を含みます)。

#### 第12条 (利用者による利用停止等)

1. 利用者は、当行ホームページからほくほく Pay の利用一時停止を行うことができます。この場合、利用再開にあたっては、当行に申し出るものとします。なお、利用再開の申し出に関し、当行は申し出を行った方が利用者本人であることを確認するための資料の提示等を求めることがあります。
2. 利用者は、当行所定の方法によりほくほく Pay の利用終了を申し込むことができます。なお、当行による解約処理が終了した時点で利用が終了するものとします。

#### 第13条 (当行による利用停止等)

当行は利用者が次の各号に該当した場合は、利用者には通知することなく、ほくほく Pay の利用を停止することがあります。またこの場合、当該利用者の利用登録を抹消することができるものとします。

- (1) 6か月以上、ログインがないとき
- (2) 相続の開始があったことを当行が知ったとき
- (3) 引落指定口座が解約となったとき
- (4) 本契約その他当行との契約に違反したとき
- (5) 利用者が当行に届け出した住所地あての郵便物が到達しなかった場合等、利用者との連絡が取れないとき
- (6) 利用状況等に鑑みて、当行が必要と認めたとき

#### 第14条 (反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団員等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本契約を継続することが不適切である場合には、当行は、直ちに本契約を解除することができます。また当行は、これによって被った損害の賠償を請

求できるものとします。

- 4.前項の規定の適用により本契約が解除された場合、利用者に損害が生じた場合にも、利用者は当行に一切請求を行うことができないものとします。また当行は、利用者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。

#### 第15条（取扱内容および規約の変更等）

- 1.当行は、利用者に事前に通知することなしにほくほく Pay およびほくほく Pay アプリの機能の追加、変更等を行うことができるものとします。
- 2.当行は、本規約の内容を変更する場合には変更日および変更内容等を利用者に通知するものとします。ただし当行は、当行ホームページまたはほくほく Pay アプリ上に変更日および変更内容等を掲載することにより、利用者への通知に代えることができるものとします。ほくほく Pay を廃止する場合も同様とします。

#### 第16条（郵送の場合の送付先等）

- 1.利用者は、当行に届け出ている氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに当行に届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- 2.当行から引落指定口座につき届け出の氏名、住所にあてて通知または送付した書類等が延着または到達しなかったとき、または利用者がこれを受領しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 第17条（顧客情報の取り扱い）

- 1.利用者は、当行がほくほく Pay の提供及び利用者の管理を目的として、次の利用者の情報（以下、これらを「個人情報」といいます）を、当行所定の保護措置を講じた上でこれを収集、保有及び利用することに同意します。
  - （1）利用者の氏名、生年月日、住所（本人への郵便不着の有無を含みます）、電話番号、電子メールアドレスその他の利用者がほくほく Pay の利用に際して入力または当行に届け出た情報（利用者により情報変更した場合は当該変更後の情報を含みます）
  - （2）ほくほく Pay の利用申込日、利用日、利用した加盟店に係る名称、利用金額
  - （3）当行所定のコールセンター等へのお問い合わせ内容、ご意見ご要望等の受付に際して提供のあった情報（通話情報を含みます）
  - （4）ほくほく Pay の利用に当たって登録した口座情報
  - （5）その他利用者に関して当行が知り得た利用者の情報
- 2.利用者は、当行がほくほく Pay の提供及び利用者の管理その他の業務の全部または一部を委託する場合、当行が当行所定の保護措置を講じた上で、前項により収集した個人情報を委託先に提供し、当該委託先が受託の目的の範囲内で利用することに同意します。
- 3.利用者は、当行が当行所定の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報を提携金融機関、加盟店その他の第三者に提供し、当該提供先がほくほく Pay の提供及び利用者の管理その他の業務に必要な範囲内で利用することに同意します。
- 4.利用者は、営業活動等の目的での個人情報の利用に関して、当行が次の目的で個人情報を利用することに同意します。
  - （1）ほくほく Pay に係る業務（それらに付随して提供するサービスを含みます）その他当行が提供する商品・サービスの案内もしくは提供、宣伝物もしくは印刷物の送付、電話もしくは電子メール配信等による営業案内または関連するアフターサービスの提供

- (2) 商品またはサービスの販売状況、ほくほく Pay の利用状況の調査及び分析を通じた商品開発並びにマーケティング分析（個人を特定できないような加工した分析結果を第三者へ提供する方法等によりマーケティングに活用することを含みます）その他当行の事業における市場調査
  - (3) 加盟店その他の第三者の商品またはサービスの案内、クーポン、スタンプカードその他の広告物等の表示または提供
5. 利用者が取引に必要な事項（利用者が当行に届け出るべき事項を含みます）の送信もしくは届出をしない場合または本規約で定めた個人情報の取り扱いに全部もしくは一部同意しない場合、当行が、利用者から取引の申し込みを承諾しないことがあります。
6. 前各項のほか、当行は、当行ホームページ(<https://www.hokkaidobank.co.jp/personaldata/>)に掲示する「個人情報保護について」にて示した範囲内で利用者の個人情報を取り扱うこととし、その範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

## 第18条（免責）

1. 次の各号の事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (1) 当行で受信したキャッシュカード暗証番号または暗号等と最新のキャッシュカード暗証番号または暗号等の一致を確認することにより取り扱った取引、および第4条第3項に定める取引について、キャッシュカード暗証番号、暗号、または生体認証機能等の不正使用その他の事故があったとき
  - (2) 当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにも関わらず、通信機器、通信回線またはコンピュータ等の障害が生じたとき
  - (3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
  - (4) 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等があったとき
  - (5) 公衆電話回線またはインターネット等通信経路における盗聴、利用者端末、加盟店端末及び暗号等の不正使用等により損害を被ったとき
  - (6) インターネット接続プロバイダー等により、ほくほく Pay 取引が遅延および不能、または不利益を被ったとき
  - (7) コンピューターウイルスによる損害が生じたとき
  - (8) ほくほく Pay 取引を利用して販売または提供される商品・サービスについて損害が生じたとき
2. 当行の責めに帰すべき事由により、利用者の預金口座から誤って引落しを行い、あるいは二重に引落しを行った場合等であっても、当行は、誤って引き落とした金額相当額を預金口座に返金すれば足りるものとし、当行は、事由の如何に関わらず、当該返金額相当額を超えて何らの損害賠償の責めも負わないものとします。
3. 前項のほか、当行がほくほく Pay の提供に関し利用者が被った損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害および特別損害については一切責任を負わないものとします。
4. 前各項の規定は、当行が故意または重大な過失に基づき債務不履行を起こした場合には、適用されません。

## 第19条（規定の適用・準用）

1. ほくほく Pay の利用に当たり、この規約に定めのない事項については、「普通預金規定」その他関係規定の定めを適用または準用します。
2. この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 20 条（準拠法・管轄）

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることとし、契約者もあらかじめ合意するものとします。

（2022 年 2 月 21 日現在）

以上

<別表>

24 時間、365 日（ただし、以下の時間帯を除く）	
	毎月第 1・3 月曜日 2:00～6:00
	ハッピーマンデー(祝日)の、前日(日曜日)23:00～当日(月曜日)8:00 ・成人の日(1 月第 2 月曜日) ・海の日(7 月第 3 月曜日) ・敬老の日(9 月第 3 月曜日) ・体育の日(10 月第 2 月曜日)
	保守点検のため、不定期でメンテナンスを行うことがありますのでご了承願います。メンテナンスの時間帯はすべてのお取引ができません。